

令和 8 年度府中市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、府中市（以下「市」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たり、障害者就労施設等からの受注の拡大を図り、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての行政組織が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する障害者就労施設等で、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設
- (2) 支援法第 5 条第 25 項に規定する地域活動支援センター
- (3) 支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体

4 調達する物品等

この方針により市が調達する物品等は次のとおりとする。

- (1) 食品類、小物雑貨等の物品
- (2) 公園清掃及び封入、封かん等の役務

5 調達目標

令和8年度の調達実績を48,708,986円となるよう努める。

6 調達の推進に関する基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に関して、他の施策等との調和を図りながら、調達の実施に努める。
- (2) 障害者就労施設等が発注量の増加に対応できるよう自主的かつ主体的な取組を支援するとともに、障害者就労施設等との協力及び連携体制の構築に努める。
- (3) 障害者就労施設等に対して、性能や規格等必要な情報について十分に説明するとともに、納期の設定や発注方法等に配慮するよう努める。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用した調達の実施に努める。

7 調達実績の公表

市は、この方針に基づく物品等の調達の実績について、年度終了後にその概要を取りまとめ、市ホームページへの掲載等の方法により、公表する。